

ラ信之ルガ故ニ之ヲ漂乎トシテ宣言スル 當之ハ欲多連之  
的確ニ失業防止ト失業者救済ノ途ヲ講スルニ

大正十年十二月七日

官業系労働者同盟

(別記其一二)

官業系労働者同盟大會決議要項

一 軍縮ニ依ル失業者ニ對シテ且取低ニ今年分ノ月収支統スル

ヲ

今年功勳遠ニ比率ノ累進ニ依リ一切ノ支給方法ヲ政府ニ

依ルニト

二 生産的産業振興

三 土路其他公益的土木工事ノ増進

四 労働保険制度ノ完施

五 國民教育費ノ充實

六 八時工作制ノ完施

但シ現在十時三十分日給ノ時曾ニ引出スル

七 最低賃金制度 (日給二角五十銅也)

以上

官業系労働者同盟

(別記其一二)

官業系労働者同盟陸軍分科會決議要項

一 勸業者與上ノ退致自當ト改ニ其亦ナク尤ノ如ク改ル

二 勸業一年未滿日統五十日分